

令和元年度 福島支部の主な取り組みについて

1. 基盤的保険者機能

●現金給付の適正化の推進

KPI

KPI 設定なし

◎目標達成に向けた取り組み

- ①不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行うとともに、本部から提供される「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努める。
- ②傷病手当金と障害年金の併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従って、事務処理の徹底を指示し確実に実施する。

1. 基盤的保険者機能

●効果的なレセプト点検の推進

KPI

「社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率」について対前年度以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 | 平成29年度実績 |
|---------------|---------|----------|----------|
| レセプト点検の査定率※ | 0.287% | 0.286% | 0.314% |

※査定率 = 査定点数（基金+協会）÷ 請求点数（H30年度：0.286%＝27,131,660点÷9,502,508,455点）

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①自動点検抽出や汎用任意抽出（注釈）などシステムを積極的に活用した点検を徹底し、効率かつ効果的な審査を図る。
- ②他支部の審査結果の検証を行い、自支部にない点検視点について習得する。
- ③班及び全体勉強会にて事例研究（他支部事例含む）や点検方法等の活発な意見交換を行うとともに、外部講師による研修会を開催し、点検員のスキルアップを図る。
- ④社会保険診療報酬支払基金との打ち合わせ会を定期的で開催し、支部が行った再審査請求の審査結果について意見交換を行い、保険診療ルールの疑義については説明を求めながら、平行線に至った場合には本部の「苦情相談窓口」を積極的に活用して、支部間の差異解消を図る。
- ⑤再審査請求結果から、自支部の審査傾向の分析を行い、審査領域の拡大を図る。

（注釈）

- ・自動点検抽出・・・エラーとしてのレセプトを広く抽出。全てのレセプトから大きな網ですくうイメージです。
- ・汎用任意抽出・・・複数の条件を設定することが可能で、誤りのあるレセプトを絞り込むことが出来る。

1. 基盤的保険者機能

●柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める「施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術」申請の割合を対前年度以下にする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 | 平成29年度実績 |
|-----------------------------|---------|----------|----------|
| 「施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術」申請の割合 | 1.42%以下 | 1.43% | 1.42% |

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①柔道整復施術療養費において、多部位かつ頻回受診者を抽出して、患者照会業務を実施する。
- ②柔道整復施術療養費において、同一施術所において同一患者の負傷部位を意図的に変更することによる長期施術（部位ころがし）対策として、「12か月間に10か月以上柔道整復療養費の支給記録がある加入者データ」を年2回協会本部より各支部に提供されることから、患者照会業務等に活用する。
- ③福島県柔道整復療養審査委員会の審査を強化する。多部位かつ頻回や部位ころがしなど疑義が生じた施術所に対して注意書を発行し、適正な施術を促す。

<平成30年度福島支部の実績算定内訳>

平成30年度柔道整復療養費支給決定件数 218,033件

施術箇所3部位以上かつ月15日以上の申請件数 3,125件

1. 基盤的保険者機能

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

KPI

日本年金機構回収分も含めた「資格喪失後1か月以内の保険証回収率」を95.0%以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 |
|-------------------|---------|----------|
| 資格喪失後1か月以内の保険証回収率 | 95.0%以上 | 91.91% |

(各月の資格喪失後1か月以内の平均保険証回収率)

◎目標達成に向けた取り組み

- ①保険証未回収者への一次催告の実施を日本年金機構での資格喪失処理後2週間以内とし、保険証の早期回収による資格喪失後受診の防止を強化する。
- ②保険証未回収者への電話催告を外部委託し、平日昼間以外の夜間・休日も実施する。
- ③事業主等への各種広報・各種研修会において、保険証の早期回収、資格喪失届への保険証添付と併せて資格喪失届の速やかな届出の徹底を周知する。また、催告対象が多い事業所へは訪問し早期回収の周知を図る。

1. 基盤的保険者機能

●債権回収業務の推進

KPI

「返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）」の回収率を対前年度以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 | 平成29年度実績 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 返納金債権の回収率 | 71.98%以上 | 71.97% | 78.24% |

◎目標達成に向けた取り組み

- ①初回通知時に保険者間調整（国民健康保険と協会けんぽの間で精算）の案内を同封し利用促進を図る。
- ②文書催告等の実施 早期の文書催告、3か月後の弁護士名催告を引き続き実施する。さらに高額債権を中心に、休日の戸別訪問、再就職が確認できた債務者には、就業場所催告を実施する。また、電話催告を外部委託し、平日昼間以外の夜間・休日も実施する。
- ③法的手続きの実施 高額債権を中心に裁判所へ支払督促の申立てを実施する。さらに債務名義取得後、財産調査で差押え可能な財産が判明した場合は、強制徴収を実施する。

| | 調定 | 回収 | 取消 | 回収率 |
|--------------------|--------------|-------------|------------|--------|
| 無資格受診 （資格喪失後受診） | 65,307,685円 | 42,799,204円 | 5,842,185円 | 71.97% |
| その他(*注1) | 67,804,929円 | 52,766,631円 | 602,940円 | 78.52% |
| 総計 | 133,112,614円 | 95,565,835円 | 6,445,125円 | 75.45% |

(注1)
その他には、業務上傷病、障害年金調整、老齢年金調整、診療報酬返還金、健診費用等の債権が含まれます。

1. 基盤的保険者機能

●返納金債権の発生防止

KPI

医療給付費総額に占める「資格喪失後受診に伴う返納金」の割合を対前年度以下とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 (注1) |
|-----------------------------|----------|------------------|
| 医療給付費に占める「資格喪失後受診に伴う返納金」の割合 | 0.063%以下 | 0.063% |

◎目標達成に向けた取り組み

- ①日本年金機構より送付される「被保険者証回収不能届」を活用し、早期電話催告を実施する。（早期に保険証が無効であることを周知）
- ②事業主等へ各種広報・各種研修会で、資格喪失後には保険証が使用できないことの周知を図る。
- ③資格喪失に係る届書を受理する日本年金機構に対して、資格取消・喪失が遡及すると健康保険の返納金が発生することについて、届書提出時や事業所調査時に周知をするように依頼を行う。

<平成30年度実績の算定内訳（注1）>

医療給付費総額 95,025百万円 資格喪失後受診に伴う返納金額 59百万円

1. 基盤的保険者機能

●サービス水準の向上

KPI

「サービススタンダード」の達成率を100%とする

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 | 平成29年度実績 |
|------------------|---------|----------|----------|
| 「サービススタンダード」の達成率 | 100% | 100% | 100% |

◎目標達成に向けた取り組み

- ①申請書の管理を徹底しサービススタンダード100%の支給を継続する。
- ②効率的な事務処理の履行により、サービススタンダードの平均所要日数の短縮を図る。

<参考：サービススタンダードとは>

申請書の受付から給付金の振込までを10営業日以内に完了させることをサービススタンダードとして定めております。
対象となる申請書は、傷病手当金・出産手当金・埋葬料・出産育児一時金です。

1. 基盤的保険者機能

●サービス水準の向上

KPI

現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 | 平成29年度実績 |
|-----------------|---------|----------|----------|
| 現金給付等の申請に係る郵送化率 | 95.0% | 94.2% | 84.6% |

◎目標達成に向けた取り組み

①届書・申請書作成支援サービスの周知・広報に努める。

<平成30年度実績の算出内訳>

現金給付等の受付総件数 98,339件 郵送受付件数 92,637件

1. 基盤的保険者機能

● 限度額適用認定証の利用促進

KPI

高額療養費制度に占める「限度額適用認定証の使用割合」を84.0%以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 | 平成29年度実績 |
|----------------------------|---------|----------|----------|
| 高額療養費制度に占める「限度額適用認定証の使用割合」 | 84.0%以上 | 79.1% | 81.7% |

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ① 各種広報紙、ホームページやメールマガジンなどを通じ、協会けんぽの加入者様に対して利便性を広報する。
- ② 昨年実施した配置状況等のアンケート調査を基に、未配置医療機関及び利用低迷医療機関へ利用促進の勧奨を行う。
- ③ 医療機関の健康保険事務担当者に対する研修会を4回開催（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市）し、高額療養費制度に関する説明と合わせて、限度額適用認定申請書の配布協力を要請する。

<平成30年度実績の算出内訳>

現物・現金給付の合計件数 76,502件 医療機関において限度額認定証を使用した件数 60,548件

1. 基盤的保険者機能

●被扶養者資格の再確認の徹底

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの「確認書」の提出率を91.0%以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 | 平成29年度実績 |
|----------------------------|---------|----------|----------|
| 被扶養者資格の確認対象事業所からの「確認書」の提出率 | 91.0%以上 | 89.7% | 89.9% |

◎目標達成に向けた取り組み

- ①福島県社会保険労務士会へ会員に対する広報を依頼のうえ、社会保険労務士に対し協力を要請し、受託する事業所数の増加を図る。
- ②2年度連続未提出事業所のうち大規模事業所等には、リスト送付時期に合わせ電話等により提出を勧奨を実施する。
- ③本部が実施する一次提出勧奨から時期を逸せず効果的な二次提出勧奨を実施する。

<平成30年度実績の算定内訳>

対象事業所数 22,433事業所 提出事業所数 20,121事業所

1. 基盤的保険者機能

●協会けんぽのオンライン資格確認業務

KPI

協会けんぽのオンライン資格確認システムについて、「USBを配布した医療機関における利用率」を43.3%以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 |
|---------------------|---------|----------|
| USBを配布した医療機関における利用率 | 43.3%以上 | 43.4% |

◎事業概要

医療機関窓口のPCからオンラインで保険証の資格確認を行うもの。（協会けんぽより配布するUSBを用いる）これにより、資格喪失後の受診を防止し、返納金の発生を抑止する。平成31年3月末現在、福島支部における参加医療機関は9機関。

※資格確認の対象となるのは協会けんぽの加入者のみ

◎目標達成に向けた取り組み

- ①USBを配布した医療機関のうち利用していない医療機関に対して電話勧奨等を行い、オンライン資格確認システムの利用率向上を図る。
- ②電話勧奨等により利用状況に改善が見られない場合は、USBの回収を図る。

2. 戦略的保険者機能

●生活習慣病予防健診実施率の向上

KPI

「生活習慣病予防健診」実施率を58.6%以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 (暫定) | 平成29年度実績 |
|----------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 「生活習慣病予防健診」実施率（被保険者） | 被保険者 58.6% | 被保険者 58.1% | 被保険者 56.5% |
| | (実施者数 162,545人) | (実施者数 151,954人) | (実施者数 146,932人) |

※平成29年度実績は、平成29年度事業報告書（平成30年6月集計）より

◎目標達成に向けた取り組み

- ①新規適用事業所及び新規任意継続被保険者に対し早期に健診案内を送付する。
- ②生活習慣病予防健診の実施機関に新規適用事業所等の受診勧奨を委託する（18機関）。
- ③事業所に一斉に送付する健診案内に、差額人間ドック情報を追加し、生活習慣病予防健診との抱合せ受診を促す。

2. 戦略的保険者機能

●事業者健診データ取得率の向上

KPI

「事業者健診データ」取得率を8.2%以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 (暫定) | 平成29年度実績 |
|---------------------|----------------|------------------|---------------|
| 「事業者健診データ」取得率（被保険者） | 被保険者 8.2% | 被保険者7.7% | 被保険者 6.2% |
| | (実施者数 22,800人) | (実施者数 20,171人) | (実施者数16,097人) |

※平成29年度実績は、平成29年度事業報告書（平成30年6月集計）より

◎目標達成に向けた取り組み

- ①県や労働局との三者連名による勧奨文書を送付し、事業所に対する同意書取得のために電話勧奨を行う。
- ②事業者健診データ（定期健康診断データ）を作成する契約を、生活習慣病予防健診実施機関の全機関と締結したうえで、提供に向けた進捗管理を徹底する。

2. 戦略的保険者機能

● 特定健診受診率の向上

KPI

被扶養者の「特定健診」受診率を33.6%以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 (暫定) | 平成29年度実績 |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| 「特定健診」受診率（被扶養者） | 被扶養者 33.6%以上 | 被扶養者 27.6% | 被扶養者 27.6% |
| | (実施者数 24,000人) | (実施者数 19,468人) | (実施者数 19,284人) |

※平成29年度実績は、平成29年度事業報告書（平成30年6月集計）より

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①市町村集団健診の日程に合わせ、会場および日程を記載した受診勧奨ダイレクトメールを送付する。
- ②自己負担無料の支部独自健診（出張ゼロ円健診）を会場を借上げ43回実施する。また、骨密度測定機器を導入し受診意欲を喚起する。
- ③マンガによる視認性の高い受診勧奨チラシを作成し、連続未受診者に対する案内に同封する。

2. 戦略的保険者機能

● 特定保健指導の実施率の向上

KPI

「特定保健指導」の実施率を20.8%以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 (暫定) | 平成29年度実績 |
|--------------------|---------------|------------------|---------------|
| 「特定保健指導(被保険者)」の実施率 | 21.6%以上 | 23.3% | 21.9% |
| | (実施者数 8,100人) | (実施者数 7,927人) | (実施者数 7,049人) |
| 「特定保健指導(被扶養者)」の実施率 | 6.0%以上 | 4.1% | 3.3% |
| | (実施者数 124人) | (実施者数 100人) | (実施者数 68人) |
| 合計(被保険者+被扶養者) | 20.8%以上 | 22.0% | 20.8% |
| | (実施者数 8,224人) | (実施者数 8,027人) | (実施者数 7,117人) |

※平成29年度実績は、平成29年度事業報告書(平成30年6月集計)より

※支部所属の保健師等が特定保健指導以外にも宣言事業支援や重症化予防を行うこと、今後、健診機関や外部委託による特定保健指導の実施に最大限注力するが実績の反映に一定期間を要することから低減した目標となる

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ① 健診実施機関が健診当日に「特定保健指導の初回面談を実施」する方法を推進する。
- ② 健診を行わない特定保健指導機関に対し特定保健指導業務を委託する。
- ③ 被扶養者の特定保健指導を支部独自健診の会場で行う。

2. 戦略的保険者機能

●重症化予防対策の推進

KPI

「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者」の割合を12.0%以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 (H30.4~H31.2 暫定) | 平成29年度実績 (H29.4~H30.2) |
|----------------------------|-------------|------------------------------|---------------------------|
| 「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者」の割合 | 12.0% | 8.9% | 9.2% |
| | (実施者数 750人) | (実施者数 540人) | (実施者数 571人) |

※平成29年度実績は、平成29年度事業報告書（平成30年6月集計）より

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①本部による一次勧奨の文書発送のタイミングから1か月を目標に、早期の二次勧奨文書（ダイレクトメール）を送付する。
- ②二次勧奨対象者の重傷域者に対し、専門職を有する委託機関による電話勧奨を実施する。

2. 戦略的保険者機能

●健康経営（コラボヘルス）

支部目標

健康事業所宣言の取り組みの質を向上させるために、支部フォローを強化するとともに宣言事業所の拡大に努める

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 | 平成29年度実績 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 健康事業所宣言事業所数 | 1,350事業所 | 1,266事業所 | 536事業所 |

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①事業所の健診結果の集計から、血圧や肥満度などの健康課題を示し、県内の同業態との比較を可視化した「事業所健康度レポート」の簡易版を開発し提供を図る。
- ②健康事業所宣言事業にエントリーいただいている事業所の従業員に対し、健康づくりに関する情報等を掲載した「ヘルシーライフサポートブック」を配布。
- ③健康機器（血管年齢測定）のレンタル台数の増加。
- ④歯周病講習会、メンタルヘルス研修会の実施。
- ⑤健康経営に関するセミナーの開催。
- ⑥協会けんぽ保健師による個別支援・理学療法士による運動講習会の実施。
- ⑦「ふくしま健康経営優良事業所2019」認定に向けたアンケート実施、取り組み状況の調査。
- ⑧日本健康会議（経産省）「健康経営優良法人」認定への支援
- ⑨「健康づくりの手引き」の配布。

2. 戦略的保険者機能

● 広報活動による加入者等の理解促進

KPI

「加入者理解率」の平均値について、対前年度以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 |
|---------------|---------|----------|
| 前年度の加入者理解率 | 41.4%以上 | 41.4% |

◎ 概要

「加入者理解率」とは、法令や協会けんぽの事業等について、どれだけ加入者に理解されているかを表すものである。（インターネット調査による調査）前年度の加入者理解率が低い項目について重点的に広報を行う。

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①メールマガジンを月3回配信することにより、制度改正等の最新情報をいち早く加入者へ提供する。
- ②健康保険事務冊子を作成し、全事業所に対して事務手続きの方法の周知を図る。
- ③健康保険委員に対してアンケートを行い、加入者が求めている情報を把握し、広報の内容に取り入れる。
- ④フリーペーパーやWEBを利用した広報等、新たな広報媒体を活用する。

2. 戦略的保険者機能

●健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

KPI

全被保険者に占める「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合を47.5%以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 |
|------------------------------|---------|----------|
| 「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合 | 47.5% | 46.1% |

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①被保険者数が多い大規模事業所については訪問勧奨を行う。
- ②健康保険事務冊子の送付と併せて全事業所へ勧奨文書を送付する。
- ③「健康事業所宣言」事業と併せた勧奨を実施する。

2. 戦略的保険者機能

●ジェネリック医薬品の使用促進

KPI

福島支部の「ジェネリック医薬品使用割合」を79.7%以上とする。（医科・歯科・調剤）

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 | 平成29年度実績 |
|-----------------------------------|---------|----------|----------|
| 福島支部「ジェネリック医薬品使用割合」 （医科・歯科・調剤） | 79.7% | 77.3% | 73.4% |

※平成30年度実績は平成30年12月の数値

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①「福島県後発医薬品安心使用促進協議会」、「国民健康保険運営協議会」に情報提供を行い使用促進を図る。
- ②「ジェネリック医薬品軽減額通知」の発送（年2回）を行い、ジェネリック医薬品への切り替えを促す。
- ③医療費の自己負担が発生しない加入者（震災による医療費免除対象者）に対して、啓発チラシを送付する。
- ④薬剤師会の研修会等の場で福島県のジェネリック医薬品の現状や協会けんぽの取り組みについて周知する。
- ⑤福島県内の病院・診療所、調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等を記載したリーフレットを配布し、情報提供を図る。

2. 戦略的保険者機能

●地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信

KPI

他の被用者保険者との連携を含めた地域医療調整会議への被用者保険者の参加率を83.7%以上とする。

| 令和元年度目標と過年度実績 | 令和元年度目標 | 平成30年度実績 |
|---------------|---------|----------|
| 被用者保険者の参加率 | 83.7% | 66.6% |

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①地域医療調整会議において保険者協議会の代表として出席している国保連、健保連と協力・連携し、協会けんぽが新たに参加できるように働きかける。
- ②地域医療調整会議にて協会けんぽが保有するデータ等に基づいた意見発信を行い、今後の医療提供体制の働きかけを行う。